

平成29年11月28日

〒444-0037

愛知県岡崎市祐金町125番地 ジブラルタ生命岡崎ビル6階  
山本健司法律事務所  
宗教法人薬師寺代理人弁護士 本多朱里 先生

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海  
理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075

名古屋市千種区内山三丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

## 差止請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当法人は、貴院に対して、平成29年3月22日付けで、契約が解除される時期にかかわらず、貴院が既に受領した金銭を一律に返還しないとする条項を改めるよう申入れを行いました。

これに対し、貴院は、当該条項は消費者契約法9条1項に抵触せず無効ではないと主張され、当該条項を改める意思はないと表明されました。

そこで、当団体は、貴院に対して、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を送付します。

本差止請求書が通常到達すべき時から1週間を経過した後は、当団体は、貴院に対して、消費者契約法が定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求書に対する貴院の対応につき、本差止請求書到達後1週間以内に上記連絡先宛てに書面でご回答ください。

なお、本差止請求書の内容、本差止請求書に対する貴院のご回答の有無・内容及び本差止請求以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

## 第1 請求の要旨

- 1 当団体は、貴院に対し、「キャンセルの際、ご返金はできません。」等、契約が解除される時期にかかわらず、貴院が既に受領した金銭を一律に返還しないとする条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。
- 2 当団体は、貴院に対し、上記の条項が記載された書面を破棄すること、並びに、上記の条項を含む契約の締結を行わないこと及び上記の条項が記載された書面を破棄すべきことを貴院の職員らに指示することを求めます。

## 第2 紛争の要点

### 1 請求の要旨1について

(1) 「キャンセルの際、ご返金はできません。」等、契約が解除される時期にかかわらず、貴院が既に受領した金銭を一律に返還しないとする条項（以下「本件不返還条項」といいます。）は、平均的な損害を超える部分については、消費者契約法9条1号に抵触し、無効です。

### (2) 本件契約の性質

本件契約は、申込者が、貴院に対して、自己又は申込者が指定する第三者（以下これらを合わせて「契約者」といいます。）の死後、契約者のために半永久的に供養という事実行為を行うことを依頼し、これに対する対価として金員を支払うことを内容とするものですから、事実行為を委託する準委任契約の性質を有するものと解されます。

(3) 本件不返還条項は消費者契約法9条1号の「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たること

本件不返還条項は、消費者契約法9条1号の「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たるといふべきです。

なぜなら、消費者が、消費者契約の解除に伴い、事業者から不当に損害賠償等の負担を強いられることがないようにするという消費者契約法9条1号の趣旨からすると、消費者契約中のある条項が消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であるかどうかは、その条項の文言のみではなく、実質的に見て損害賠償額の予定又は違約金を定めたものとして機能する条項であるかどうかによって判断すべきであるところ（京都地判平成15年7月16日判時1825号46頁）、本件不返還条項は、解除をした場合に、申込者は既払金の返金を一切受けることができなという内容であ

複写



り、実質的に見て損害賠償額の予定又は違約金を定めた条項といえるからです。

- (4) 本件不返還条項は永代供養が開始される前に解除しても一切返金しないものとなっていること  
本件不返還条項は、解除の時期について、何の限定も付されていません。

したがって、本件不返還条項は、解除の時期にかかわらず、貴院が既に受領した金銭を一律に返還しない旨を定めているものと解するよりほかありません。

ところで、平成28年12月28日付けで貴院からお送りいただいた「永代納骨のご案内」によりますと、本件契約は「生前予約」をすることも可能とされています。

本件不返還条項によりますと、「生前予約」がなされて、契約者が死亡する前に本件契約を解除する場合など、永代供養が開始される前に解除する場合であっても、申込者は既払金の返金を一切受けられないこととなります。

- (5) 本件契約の性質からすれば、永代供養が開始される前に解除した場合に一切返金しないのは不当であること

前述のような本件契約の性質からすれば、契約者が死亡する前に本件契約を解除する場合など、永代供養が開始される前に解除した場合に一切返金しないのは不当です。

なぜなら、永代供養が開始される前であれば、貴院は、契約者に対する永代供養という本件契約における本質的な役務の提供を開始していないにもかかわらず、既払金を一切返金しないことで、その対価だけを全額取得することができることになり、有償契約の対価的均衡を著しく失するからです。

- (6) 本件不返還条項は永代供養が開始される前の解除の場合であっても貴院が既に受領した金銭を返還しない点で平均的な損害の額を超えるものであること

そもそも、永代供養が開始される前の解除の場合には、新たに申込者を募集すれば、貴院には、何ら損害は生じないはずで

それにもかかわらず、永代供養が開始される前の解除の場合であっても、貴院が既に受領した金銭を返還しないのは、明らかに平均的な損害の額を超えるものです。

- (7) よって、本件不返還条項は、永代供養が開始される前の解除の場合であっても、貴院が既に受領した金銭を返還しない点で、平均的な損害の額を超えるものですから、平均的な損害の額を超える部分については、消費者契約法9条1号に抵触し、無効です。

そこで、当団体は、貴院に対して、「キャンセルの際、ご返金はできません。」等、契約が解除される時期にかかわらず、貴院が既に受領した金銭を一律に返還しないとする条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。

## 2 請求の要旨2について

消費者契約法は、適格消費者団体に対して、不当行為の停止を求める権限だけでなく、不当行為の停止又は予防に必要な措置をとることを求める権限も付与しています（消費者契約法12条）。

そこで、当団体は、貴院に対して、不当条項を含む契約の締結を行わないことを求めるとともに、不当行為の停止又は予防に必要な措置として、不当条項が記載された書面を破棄すること、並びに、不当条項を含む契約の締結を行わないこと及び不当条項が記載された書面を破棄すべきことを貴院の職員らに指示することを求めます。

第3 訴えを提起する予定の裁判所  
名古屋地方裁判所

以上

複写

複写

複写

複写

複写

差出人 〒464-0075  
愛知県名古屋市千種区内山3丁目28-2KS千種ビル6階F  
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎 事務局長 野澤厚美

受取人 〒444-0037  
愛知県岡崎市祐金町125番地 ジブラルタ生命岡崎ビル6階  
山本健司法律事務所

宗教法人薬師寺 代理人弁護士 本多朱里 先生



この郵便物は平成29年11月28日  
第12461620430号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番: 2017112811111200100000号

4 / 4頁

